

# 掲 示 板

## マッセ OSAKA からのお知らせ

### \* 12 月 の 研 修 案 内 \*

研 修 名	定 員	研 修 実 施 日	申 込 締 切 日
ユニバーサルデザイン研修	30名	12月1日(木)～12月2日(金)	10月20日(木)
メンタルヘルスケア・ スキルアップ研修	30名	12月5日(月)～12月6日(火)	10月26日(水)
コーチング研修	30名	12月12日(月)～12月13日(火)	11月2日(水)
相互理解パワーアップ研修	30名	12月15日(木)～12月16日(金)	11月4日(金)
パワーポイント研修5・6	各30名	12月15日(木)～12月16日(金) (各1日)	11月4日(金)

- ◆研修の申込方法や対象者等詳しい内容については、各市町村の研修担当まで。  
パソコン研修の各市町村の申込者数は、連続開催分について10名を上限としてください。

【問い合わせ】 マッセ OSAKA 研修課 TEL:06-6920-4567

# 掲 示 板

## \* 研修実施報告 ① \*

### ～危機管理基本研修～

阪神・淡路大震災以後、次々に発生する自然災害や、JR西日本の脱線事故などの災害は、私たちの予測をはるかに超える規模で、しかも身近なところに突然やってくるということを改めて実感させられました。このような大規模災害が発生した時、自治体はどのように対応していかなければならないのかを常に認識し、不測事態に備える必要があります。

そこで、危機管理意識を高め、不測事態への的確な判断と適切な対応能力を養うことにより、リスクの予測・回避・対処方法などの危機管理能力の習得を図ることを目的に、6月6日(月)「危機管理基本研修」を実施しました。

講師には学校法人産業能率大学総合研究所の牧田安夫氏をお迎えし、30名の受講生が参加しました。

講義内容は、行政環境の変化(国レベル・地方自治体レベル・住民ニーズなど)の理解と対応にはじまり、危険と危機の違い、地方自治体にとっての危機管理の特性、危機管理の対応ステップ、異常事態・緊急事態発生時の危機管理、危機管理における広報体制、「道路内の水道管の漏水」に関する事例内容の分析等、基本的な講義内容でした。

「地方自治体の危機管理について最優先されるのは、住民の生命、財産を守ること」「緊急時の対応については、トップの迅速で的確な判断が要求されること」「全職員が危機管理意識を持ち、理解しておくこと」「マニュアルは作って身に付け、繰り返し訓練、改定をすること」など、具体的にご講義いただきました。

受講生からは、「事例をたくさん説明いただいてわかりやすかった」「タテ割り行政から今こそ職員一人ひとりが、考えを出し合って連携して政策をすすめていくのが重要だ」「今こそ行政が、過去の政策を反省する時である」「危機管理の必要性については、当然ながら日々感じている」「下の声はなかなかトップに伝わらない組織であるので、幹部職員がもっと危機管理について認識する必要がある」等の感想や意見がありました。最近では職員の危機に関する意識は高くなってきているものの、具体的に何をどのように準備するのかまでは、十分には理解できていないところがあります。したがって、トップマネジメントの下に、職員一人ひとりがより現実的で即効性のある危機管理に努め、いつ起こるかかわからない緊急事態に常に備えておく必要性を改めて感じた研修でした。

### 平成17年度 危機管理基本研修 日程表

	前 午				昼 休 み	後 午				
	9:45	10:00	11:00	12:00		13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
オリエンテーション										
6月6日		1. 行政環境の変化の理解と対応 ・国レベル ・地方自治体レベル ・国民・住民レベル ・企業レベル ・国際レベル 2. 管理者に期待される役割と機能 3. リスクマネジメント(危険管理)とクライシスマネジメント(危機管理) 1) リスクマネジメントの概念 2) リスク(危険)とは 3) 危険と危機(クライシス) 4) リスクの種類 ①投機的リスク ②純粹リスク				【午前引き続き】 3. リスクマネジメント(危険管理)とクライシスマネジメント(危機管理) 4. リスクマネジメントの定義 1) 民間企業におけるリスクマネジメント(企業自身の利益確保) 2) 行政体におけるリスクマネジメント(住民の生命と安全の確保) 5. 地方自治体におけるリスクマネジメント 1) 特性 2) 現状と問題点 3) 管理・監督者に求められる意識と能力 ・公務員意識 ・危機意識 ・情報管理能力 ・意思決定能力 ・政策形成能力 6. 事例研究 1) 演習 7. 行政体における危機管理(クライシスマネジメント) 1) 危機管理とは 2) 地方自治体にとっての危機管理とは 3) 地方自治体における危機管理のステップ 4) 異常事態、緊急事態発生時の危機管理 5) 危機管理における広報体制 8. マスコミ対応について(パブリシティ活動) 9. まとめ				

講師：(学) 産業能率大学経営開発本部行政マネジメント研究グループ 牧田 安夫 氏



【問い合わせ】 マッセ OSAKA 研修課 TEL:06-6920-4567

# 掲 示 板

## \* 研修受講者レポート ① \*

～「行政経営基本研修」に参加して～

枚方市人材育成課 藤原 なつみ

これから自治体を政策主導によって運営していくためには、職員が経営感覚を持つ必要がある。特に管理職は経営・管理能力が必要であるといわれている。しかし具体的に経営とはどのようなものなのか、また、研修担当課として今後行政経営研修を実施していくにあたり、どのような企画が考えられるか、について学びたいと考え、この研修に参加した。

午前中は、行政経営改革の進め方についての基本講義であった。自治体の直面する課題～地方債の償還などおカネの問題、退職職員増大などヒトの問題、庁舎建て替えなどモノの問題～をどのように解決していけばいいのかについて様々な新しい手法の提案がなされた。特に財政面での改革については大変参考になった。従来の一律カットで切り詰める方法から、トップの政策方針による重点施策に予算配分する戦略的方法を用いて、実施計画との連動を図る。予算配分された原課では、事業の目的を明確にし、その成果を指標化する行政評価を用いて、アカウンタビリティを果たす。これが、重要な施策は戦略的に集権で行い、それ以外は分権的に成果を上げるという新しい公共経営（NPM）である。

「改革の時は平成19年度である。大量退職時代に公共サービスを支える行政内部の間接業務を民営化するなどして、大胆な人件費の削減を図っていかなければ、課題は根本的には解決しない」という講師の言葉が心に突き刺さった。

午後から、ワークを通して、自己の業務の目的、組織の使命などを認識した後、具体的に行政経営手法を導入するための留意点を学んだ。導入する際のソフト（ヒトの意識・行動）の改革を成功させるポイントは、変わることが喜びになり、変わらないことが苦しみになるような雰囲気醸成することである。この認識を増幅させながら意識改革を進めることが成功のコツである。その具体的な事例として尼崎市の事業担当者から全庁的改革改善実践運動である「YAAるぞ運動」についてビデオを交えての説明があった。トップが積極的に関与しながらイベントとして盛り上げることで、遊び心を持って全庁的な業務改善を実践していく方法。これはまさに「変わる喜び」に他ならない。行政経営とはトップの改革への真摯な姿勢と担当者の熱意であるという事例を目の当たりにし、感動さえ覚えた。

今回の研修は、経営という概念を学ぶところから始まり、その具体例にまでいたるトータルな内容の研修であった。当市の経営にもぜひ活かしていきたい。

### 平成17年度 行政経営基本研修 日程表

	午 前		昼 休 み	午 後						
	9:45	10:00		11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
6月2日	オリエンテーション	基調講義 「自治体経営改革の進め方 ー予算編成改革と行政評価の導入ー」 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 助教授 稲澤 克祐 氏					「自治体経営モデルを考える」 ・NPMツール分析 ・行政経営ツール分析 ・事務改善と意識改革 ・先進事例紹介 UFJ総合研究所 パブリック・マネジメント部 主任研究員 江口 雅祥 氏		「先進事例紹介」(対話形式) 尼崎市行政経営推進室調整課 課長補佐 吉田 淳史 氏 UFJ総合研究所 パブリック・マネジメント部 主任研究員 江口 雅祥 氏	



【問い合わせ】 マッセ OSAKA 研修課 TEL:06-6920-4567

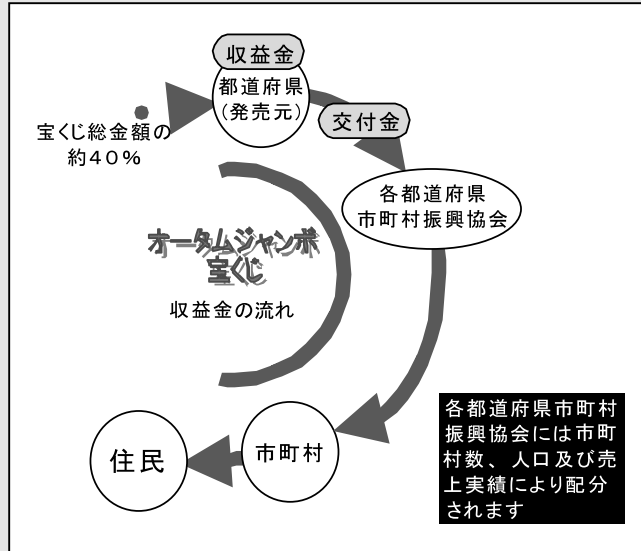
# 掲 示 板

## \* オータムジャンボ宝くじ“新市町村振興宝くじ” \*

昭和54年度以来、市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ）の収益金が各都道府県に設立された市町村振興協会に交付され、市町村のまちづくりに活用されていますが、市町村への宝くじの収益金の配分をさらに進めるため、平成13年度より新市町村振興宝くじ（通称：オータムジャンボ宝くじ）が発売されました。

オータムジャンボ宝くじの収益金は、各都道府県を通じ、市町村数、人口及び販売実績額の割合に応じて各都道府県市町村振興協会に交付された後、各市町村に配分されるため、市町村にとって貴重な財源として活用されることが期待されています。

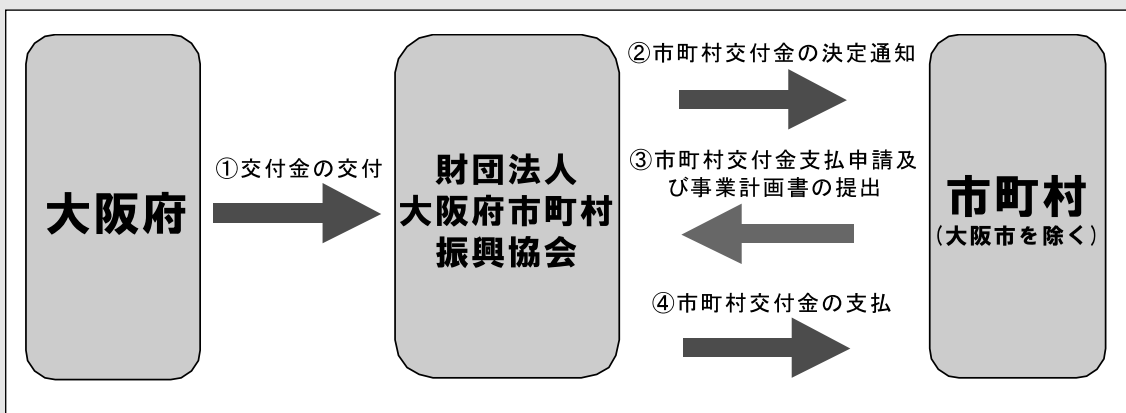
なお、各市町村に配分される収益金の用途は、公共事業その他、国際化の推進、少子・高齢化対策、地域情報化対策、地域経済の活性化、環境対策、人材育成等、地方財政法第32条に規定する総務省令で定める事業に活用することとなっています。



### ～市町村交付金（オータムジャンボ宝くじ収益金）の交付までの流れ～

本協会では、前述のように大阪府から交付されるオータムジャンボ宝くじの収益金の全額を、「市町村交付金」として府内市町村（大阪市を除く）に配分しています。本協会における配分基準は、均等割及び人口割を客観的指標とし、配分率は均等割を100分の30、人口割を100分の70としています。

なお、市町村交付金の交付にかかる基本的な事務の流れは、下図のとおりです。



【問い合わせ】(財)大阪府市町村振興協会 振興課 TEL: 06-6920-4566